

## 議案件名（令和 4 年第 4 回定例会）

予算案	7 件（補正予算 7 件）
条例案	9 件（制定 3 件、一部改正 6 件）
一般議案	16 件（宝くじの発売額 1 件、財産の取得 3 件、和解 1 件、指定管理者の指定 8 件、議決事件の一部変更 3 件）

---

計 32 件

## （ 予 算 案 ）

- 1 令和 4 年度千葉市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和 4 年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 4 年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 4 年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 4 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 4 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 7 令和 4 年度千葉市水道事業会計補正予算（第 1 号）

## ( 条 例 案 )

### 1 千葉県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

(総務局 総務部 政策法務課)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法の施行に関し必要な事項を定める。

- (1) 法改正により、地方公共団体に法の規定が適用される(※)こととなったことから、法の施行に関し必要な事項を条例で定める。  
※ 国、独立行政法人等及び民間事業者に係る個人情報の保護に関する法制度が統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなる(例. 個人情報の定義等が全国的に統一される等。)。これに伴い、現行の個人情報保護条例は、廃止する。
- (2) 開示請求に係る手数料の額を無料とし、写しの作成に要する費用の実費を徴収することとする(現行と同様)。
- (3) 行政機関等匿名加工情報(※)の利用に係る手数料の額を定める(政令で定める額と同額)。  
・新規の場合 21,000円+匿名加工に要する時間当たり3,950円+加工を委託した場合の支払実費分  
※行政機関等匿名加工情報  
行政機関等の個人情報ファイルを構成する保有個人情報について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元することができないようにしたもの
- (4) 保有個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを使用する個人情報取扱事務について、現行と同様に引き続き個人情報取扱事務目録を作成し、公表することとする(1,000人以上の個人情報ファイルについては、法により措置される。)
- (5) 施行期日 R5. 4. 1
- (6) 法改正 R5. 4. 1施行(条例制定等に係る部分)

## 2 千葉県個人情報保護審査会設置条例の制定について

(総務局 総務部 政策法務課)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護審査会を設置する。

- (1) 法改正により個人情報保護審査会について規定した個人情報保護条例を廃止することから、個人情報開示請求等に係る審査請求についての法に基づく諮問機関として、個人情報保護審査会を設置する。
  - ・委員 5人以内(学識経験者)
- (2) 施行期日 R5. 4. 1
- (3) 法改正 R5. 4. 1施行(条例制定に係る部分)

## 3 千葉県情報公開条例及び千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正について

(総務局 総務部 政策法務課)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政機関等匿名加工情報等を不開示情報とするとともに、情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務を改める。

- (1) 情報公開条例の一部改正
  - 法改正に伴い、次に掲げる情報を公文書開示請求に係る不開示情報として定める。
  - ア 行政機関等匿名加工情報
    - ※ 公文書開示請求により、正規の手数料を納付することなく、同一の情報を取得することを防止するため。
  - イ 削除情報(行政機関等匿名加工情報を作成するために個人情報から削除した情報)
    - ※ 行政機関等匿名加工情報と突合する等により個人情報を復元する等の識別行為を防止するため。
- (2) 情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正
  - 法改正に伴い、個人情報保護に係る審議会の所掌事務を、改正後の法により許容される事項(専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項)に限定する。
- (3) 施行期日 R5. 4. 1
- (4) 法改正 R5. 4. 1施行(条例改正に係る部分)

#### 4 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与改定を行うとともに、特別職の職員の期末手当を引き上げるほか、所要の改正を行う。

##### (1) 一般職の職員

###### ア 給料表の改定

(ア) 行政職 平均0.2%の引上げ

※ 初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。

(イ) その他の職 行政職との均衡を基本に改定

###### イ 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ(定年前の職員)

(ア) 令和4年12月期 2.15月 → 2.25月(+0.10月)

(イ) 令和5年 6月期 2.15月 → 2.20月(+0.05月)

12月期 2.25月 → 2.20月(-0.05月)

※ 期末・勤勉手当の年間支給月数 4.30月 → 4.40月(+0.10月)

##### (2) 特別職の職員

###### 期末手当の支給月数の引上げ

ア 令和4年12月期 2.15月 → 2.25月(+0.10月)

イ 令和5年 6月期 2.15月 → 2.20月(+0.05月)

12月期 2.25月 → 2.20月(-0.05月)

※ 期末手当の年間支給月数 4.30月 → 4.40月(+0.10月)

##### (3) 会計年度任用職員

###### ア 給料表の改定 一般職の職員に準じて改定

###### イ 期末手当の支給月数の引上げ

令和5年 6月期 1.20月 → 1.25月(+0.05月)

令和5年12月期 1.20月 → 1.25月(+0.05月)

※ 期末手当の年間支給月数 2.40月 → 2.50月(+0.10月)

##### (4) 施行期日

ア (1)ア、(1)イ(ア)及び(2)アについては、公布の日((1)アについては、R4.4.1から適用。

(1)イ(ア)及び(2)アについては、R4.12.1から適用)

イ (1)イ(イ)、(2)イ及び(3)については、R5.4.1

#### 5 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

(教育委員会事務局 教育総務部 教育職員課)

55歳超の教育職の職員の昇給を行わないこととする。

(1) 平成26年度から、55歳超の教育職の職員について勤務成績が標準である場合は従前(2号給)の半分の昇給を行うこととしていたが、令和5年4月1日から、成績が標準である場合、昇給は行わないこととする。

(2) 施行期日 公布の日

## 6 千葉県子ども基本条例検討委員会設置条例の制定について

(子ども未来局 子ども未来部 子ども企画課)

子ども基本条例検討委員会を設置する。

- (1) 子ども基本条例の制定に関する事項について調査審議するため、委員会を設置する。
  - ・委員 20人以内(市民、子どもに関する事業に従事する者、学識経験者等)
- (2) 施行期日 R5. 1. 1

## 7 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

(都市局 建築部 建築情報相談課)

低炭素建築物新築等計画認定等に係る簡易な評価基準による認定の審査に係る手数料を定めるとともに、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定に係る手数料の算定の方法を見直す。

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る審査について、建築物の省エネ性能を簡易に評価できる基準(誘導仕様基準)が定められたことから、申請手数料を定める。
  - ・低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(誘導仕様基準による場合) 一戸建ての住宅で床面積が200㎡未満の場合 17,800円
  - ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(誘導仕様基準による場合) 一戸建ての住宅で床面積が200㎡未満の場合 17,100円
- (2) 低炭素建築物新築等計画認定について、省令の一部改正により共同住宅等に係る認定の申請が住棟全体での申請に限ることとされたことから、戸数による申請手数料の区分を床面積による区分に変更する。
- (3) 施行期日 公布の日
- (4) 省令改正等 R4. 10. 1、R4. 11. 7施行

8 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

稲毛海浜公園における休養施設として公衆浴場を定めるとともに、同公園の教養施設を指定管理者による管理の対象から除外する。

- (1) 稲毛海浜公園の持つポテンシャルを最大限に活かし、より魅力的な賑わいの場を創出する一環として、都市公園法施行令の条例で定める休養施設として公衆浴場(※)を定めるとともに、教養施設(花の美術館、稲毛記念館、海星庵及び野外音楽堂)を、都市公園法に基づく管理許可により管理することとするため、指定管理者による管理の対象から除外する。  
 ※ 稲毛海浜公園の公衆浴場 稲毛海浜公園施設リニューアル整備・運営事業の提案内容における温浴施設。サウナ、岩盤浴及びレストランを主要施設とし、公衆浴場法上の「公衆浴場」に該当するもの。
- (2) 施行期日 R5. 4. 1

9 千葉市蘇我球技場条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

照明設備の利用料金の上限額を改定する。

- (1) 照明設備の改修等に伴い、利用料金の上限額を改定する。

種別	単位		金額	
			アマチュアが 使用するとき	アマチュア以外 が使用するとき
照明設備	1時間 につき	照度2,000ルクス	51,000円	102,000円
		照度1,800ルクス	45,900円	91,800円
		照度1,500ルクス	38,250円	76,500円
		照度1,000ルクス	25,500円	51,000円
		照度500ルクス	12,750円	25,500円
		照度200ルクス	5,100円	10,200円

- (2) 施行期日 規則で定める日

( 一 般 議 案 )

1 当せん金付証券の発売額について (財政局 財政部 資金課)

令和5年度における発売額 100億円以内

(1) 当せん金付証券(宝くじ)の発売限度額を定める。

2 財産の取得について(環境保健研究所用ドラフトチャンバー)  
(保健福祉局 医療衛生部 健康科学課)

取得財産 環境保健研究所用ドラフトチャンバー 34台  
取得予定価額 33,911,900円

(1) 取得の相手方 三洋科学株式会社

※ドラフトチャンバー

検査・分析作業中に発生する有毒ガスや有害物質を排気することにより、有毒ガス等の職員の吸引や周囲への拡散を防止することを目的とする局所排気装置

3 財産の取得について(環境保健研究所用検査等什器)  
(保健福祉局 医療衛生部 健康科学課)

取得財産 環境保健研究所用検査等什器  
(1)実験台 120台  
(2)流し台 38台  
(3)作業台 53台  
(4)天秤台 3台  
(5)実験台用ワゴン 3台  
取得予定価額 44,924,880円

(1) 取得の相手方 三洋科学株式会社

4 財産の取得について(千葉公園総合体育館用スポーツ器具等)  
(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

取得財産	千葉公園総合体育館用スポーツ器具等
取得予定価額	98,406,000円

(1) 取得の相手方 株式会社千葉スポーツ

※主な取得財産

バスケット台、バレーボール用支柱、バドミントン・ソフトバレーボール兼用支柱、卓球台、ハンドボール用ゴール、フットサル用ゴール、柔道畳、平均台、鉄棒 ほか



千葉中央コミュニティセンターの事務室に係る賃貸借契約について、中途解約することに合意し、和解する。

(1) 相手方 持田製菓株式会社

(2) 事案の概要

ア 市は、千葉中央コミュニティセンター10階に所在する事務室(168.76㎡)を、相手方に対し令和6年6月30日まで賃貸する契約(以下「本契約」という。)を締結している。

イ 市は、千葉中央コミュニティセンターの再整備を予定していることから、相手方に対し立退料を支払うことを条件に事務室から退去することを求めた。

(3) 主な和解内容

ア 市及び相手方は、本契約を中途解約する。

イ 相手方は、令和5年1月31日までに、事務室を市に明け渡す。

ウ 市は、立退料として、相手方に対し6,324,359円を支払う。

6 指定管理者の指定について (保健福祉局 医療衛生部 医療政策課)

施設の名称	休日救急診療所
指定管理者	公益財団法人千葉市保健医療事業団
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

- ア 設 立 H5.1
- イ 所在地 美浜区幸町1丁目3番9号
- ウ 従業員数 132人

7 指定管理者の指定について (保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

施設の名称	桜木霊園及び平和公園
指定管理者	桜木霊園・平和公園パートナーズ
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

- ア 西武造園株式会社(代表)
  - (ア) 設 立 S26.2
  - (イ) 所在地 東京都豊島区南池袋1丁目16番15号
  - (ウ) 従業員数 1,165人
- イ イオンディライト株式会社
  - (ア) 設 立 S47.11
  - (イ) 所在地 大阪市中央区南船場2丁目3番2号
  - (ウ) 従業員数 6,583人

8 指定管理者の指定について (市民局 市民自治推進部 市民総務課)

施設の名称	中央コミュニティセンター
指定管理者	シンコースポーツ株式会社
指定期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

- ア 設 立 S53.11
- イ 所在地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号
- ウ 従業員数 2,520人

9 指定管理者の指定について (市民局 市民自治推進部 地域安全課)

施設の名称	栄町立体駐車場
指定管理者	アマノマネジメントサービス株式会社
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

- ア 設 立 H8.4
- イ 所在地 横浜市港北区菊名7丁目3番22号
- ウ 従業員数 584人

10 指定管理者の指定について (市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

施設の名 称	千葉公園総合体育館及び第1駐車場
指定管理 者	スポーツクラブNAS株式会社
指 定 期 間	令和5年4月20日から令和8年3月31日まで(総合体育館) 令和5年8月1日から令和8年3月31日まで(第1駐車場)

(1) 指定管理者の概要

- ア 設 立 S47.9
- イ 所 在 地 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号
- ウ 従業員数 2,114人

11 指定管理者の指定について (経済農政局 農政部 農政課)

施設の名 称	下田都市農業交流センター
指定管理 者	下田ふれあい交流施設管理運営組合
指 定 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

- ア 設 立 H19.10
- イ 所 在 地 若葉区下田町1210番地
- ウ 従業員数 21人

12 指定管理者の指定について (教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課)

施設の名称	花園公民館ほか46施設
指定管理者	公益財団法人千葉市教育振興財団
指定期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

- ア 設 立 H7.4
- イ 所 在 地 中央区弁天3丁目7番7号
- ウ 従業員数 389人

(2) 施設の名称

花園公民館、幕張公民館、犢橋公民館、黒砂公民館、検見川公民館、松ヶ丘公民館、轟公民館、小中台公民館、更科公民館、稲毛公民館、生浜公民館、誉田公民館、新宿公民館、椎名公民館、土気公民館、宮崎公民館、葛城公民館、千城台公民館、末広公民館、白井公民館、椿森公民館、川戸公民館、花見川公民館、加曽利公民館、星久喜公民館、大宮公民館、千草台公民館、さつきが丘公民館、こてはし台公民館、草野公民館、幕張西公民館、みつわ台公民館、長作公民館、若松公民館、磯辺公民館、山王公民館、都賀公民館、緑が丘公民館、稲浜公民館、幸町公民館、朝日ヶ丘公民館、高浜公民館、越智公民館、幕張本郷公民館、桜木公民館、打瀬公民館、おゆみ野公民館

13 指定管理者の指定について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

施設の名称	亥鼻公園集会所
指定管理者	株式会社塚原緑地研究所
指定期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

- ア 設 立 S60.12
- イ 所 在 地 美浜区高洲3丁目11番3号
- ウ 従業員数 339人

14 議決事件の一部変更について(千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約)  
(財政局 資産経営部 新庁舎整備課)

契約金額	変更前	26,238,048,000円
	変更後	26,779,315,100円

- (1) 議決年月日 H31.3.6  
R2.3.16(契約金額の変更)
- (2) 変更の理由  
資材・労務単価等の変動に伴い全体スライド条項を適用するほか、現庁舎解体に伴うアスベスト処理費、汚染土壌処理費等を追加するため、契約金額を変更する。

15 議決事件の一部変更について(幕張新都心拡大地区新駅駅前広場等整備工事(3-1)に係る工事請負契約)  
(建設局 道路部 街路建設課)

契約金額	変更前	441,783,100円
	変更後	468,266,700円

- (1) 議決年月日 R3.6.23  
R4.9.21(契約金額の変更)
- (2) 変更の理由  
週休2日制工事の導入や、舗装材料の変更等に伴う費用の増額が必要となったことから、契約金額を変更する。
- ※週休2日制工事に係る経費補正について  
当初設定した工期の範囲内において、受注者が週2日以上割合で現場閉所を行う場合に、発注者が一定の経費補正を行うもの。長時間労働の是正や休日確保に向けた環境整備を進め、将来の担い手の育成・確保を図ることを目的とする。

- 16 議決事件の一部変更について(二級河川支川都川地盤改良工事(3-1)に係る  
工事請負契約) (建設局 下水道企画部 総合治水課)

工 期	変更前	契約締結日の翌日から240日間
	変更後	契約締結日の翌日から280日間

(1) 議決年月日 R4.6.24

(2) 変更の理由

工事ヤードの確保に時間を要したことから、工期を変更する。